

給与支払報告書等の 提出及び記載方法について



文京区シンボルマーク

文京区総務部税務課 課税第一・二係

1 給与支払報告書の提出先・提出基準

提出先

- 従業員が令和6年1月1日現在居住している区市町村
(原則は住民登録地です。)

提出基準

- 令和5年1月から12月の間に支払をした給与がある従業員
(退職者で支払額30万円以下だった場合、提出義務はありませんが、住民税を正しく算出するため、できる限りご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。)

提出期限は
令和6年1月31日です。
お早めの提出をお願いいたします。



2 給与支払報告書の提出方法

(1) 文京区独自様式の総括表の場合

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書

文京区長殿 令和6年 月 日 提出

給与支払者の個人番号又は法人番号	
給与支払者所在地又は送付先	〒 -
フリガナ	
給与支払者の名称(氏名)	
代表者の職及び氏名	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 () 電話番号 ()
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 () 電話番号 ()

兼 普通徴収切替理由書

～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～ 納入書の送付 必要・不要

①下記、「普通徴収切替理由書」の人数欄を記載してください。
 ②「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収切替理由書」の符号(普A～F)を記載してください。
 ③普通徴収仕切り紙(本紙の右側)の下に「個人別明細書(普通徴収分)」を綴ってください。
 ※符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

符号	普通徴収
普A	総従業員数が2人以下(「普B」から「普F」までに該当する全ての(他市町村)に該当する者)を指す。
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄該当者)に該当する者。
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年額給与が10万円未満の者)。
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が1年1回の者)。
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)。
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者。
合	計

給与支払報告書の提出について
 平素より、特別区民税・都民税の税務事務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
 文京区税務課 敬告

(お問合せ先) 文京区税務課税第一・二係
 〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号
 電話 03(3812)7111 内線2275～2285
 お問合せ時間: 平日午前8時30分から午後5時まで

総括表と理由書が1枚の用紙になっています。総括表右側の普通徴収仕切り紙を個人別明細書の特別徴収分と普通徴収分の上に挟みこんでください。

文京区独自様式の総括表は区ホームページへの掲載・税務課窓口での配布を行っています。

総括表1枚、個人別明細書を1人あたり1枚、右の図の順番で提出してください。



(2) 一般の総括表の場合

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。
提出は、A5サイズで1枚です。

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

追加工					
追加					
訂正					
令和 年					
給与の支払					人数
給与支払					
個人番号又は					
フリガナ					
給与支払					
氏名又は					
フリガナ					
所得税の源泉					
を払っている					
又は事業の					
フリガナ					
同上の所					
給与支払					
法人である					
代表者の					
連絡者の氏					
名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					
関係者の					
氏名、住所					
及び電話					
番号					
給与支払					

3 給与支払報告書の記載方法

(1) 総括表

※総括表への押印は不要です

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)

文京区長殿 令和6年 月 日提出 1月31日までに提出してください

給与支払者の個人番号又は法人番号		指定番号	
給与支払者所在地又は送付先	〒		他社分(前職等)を含む場合は必ず給与支払金額等を摘要欄にご記載ください
フリガナ		給与支払方法及び期日	
給与支払者の名称(氏名)		事業種目	
代表者の職及び氏名		所轄税務署	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名	課	係
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名		
	電話番号	()	
	電話番号	()	
		受給者総人数	人
		特別徴収(給与引き落とし)	人
		普通徴収切替理由書記載の人数	人
		合計	人
		納入書の送付	必要・不要

文京区提出用(総括表)兼

特別徴収・普通徴収の人員内訳を必ず記載してください。

～普通徴収に該当する受給者がいる場合の注意事項～

①下記「普通徴収切替理由書」の人数欄に記載してください。

(2) 普通徴収切替理由書

符号	普通徴収該当理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (例:年間の支払額が100万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月ではない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者 (5月末日まで)、休職者	人
	合 計	人

選択した符号を個人別明細書の摘要欄に記載してください。

総括表に記載した普通徴収該当人数を漏れなく記載してください。

理由書に記載のある理由以外では、普通徴収が認められません。

(3) 個人別明細書①

フリガナ・氏名・個人番号は必ず記載してください。

令和6年1月1日の住所を記載してください。

東京都文京区春日1-16-21

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1

フリガナ ブンキョウ タロウ
氏名 文京 太郎

普通徴収とする場合、「普通徴収切替理由書」の提出及び個人別明細書の摘要欄に符号の記載をしてください。

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	5,870,000	4,254,400	1,809,185	0
控除対象配偶者 有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数
老人	控除の額	特定	老人	その他
従有	千円	人	内	人
		人	人	人
社会保険料等の金額	832,635	生命保険料の控除額	71,550	地震保険料の控除額
				45,000
				住宅借入金等特別控除の額

普A

(3) 個人別明細書② 配偶者控除の記載

有の欄に「○」
の記載をしてく
ださい。

「給与所得者の配偶者控除等申
告書」により計算した、配偶者
控除額を記載してください。

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号の記載を
してください。また、その対象となる配偶者
の合計所得金額も記載してください。

控除対象配偶者		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数		16歳未満	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数	
無等	老人	特	千	円	特	人	別	その他	人	
有	従有		380,000							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除		介護医療保険料の金額		住宅借入金等特別控除の額		基礎控除の額		
内		千		円		千		円		
832,635		71,550		50,200						
(摘要)										
生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生命 保険料 の金額	円	介護医療 保険料 の金額	円	住宅借入金 等特別控 除の額の内訳	住宅借入金 等特別控 除の適用数	居住開始年月 日(1回目)	
			50,200						年 月 日	
									年 月 日	
									年 月 日	
(源泉・特別 控除対象 配偶者)	(フリガナ)	ブンキョウ ハナコ		区分	配偶者の 合計所得	円	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期損害 保険料の金額	円
	氏名	文京 花子			86,000		基礎控除の額	円	所得金額 調整控除額	円
	個人番号	098765432109								

(3) 個人別明細書③ 配偶者特別控除の記載

「○」の記載は不要です。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」により計算した、配偶者特別控除額を記載してください。

配偶者の氏名、フリガナ、個人番号を記載してください。また、その対象となる配偶者の合計所得金額も記載してください。

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数		16歳未満		障害者の数		非居住者	
有	従有	老人	特	千円		円		千円		円	
				360,000							
社会保険料等の金額				生命保険料の控除							
千円				千円				千円			
832,635				71,550				45,000			
(摘要)											
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		千円		千円		千円	
		円		50,200							
住宅借入金等特別控除の適用数		1		居住開始年月日(1回目)		年 月		年 月		年 月	
				29 1							
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		400,000		千円		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
										住宅借入金等年末残高(2回目)	
源泉・特別控除対象配偶者		(フリガナ) ブンキョウ ハナコ		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額	
氏名		文京 花子				960,000				円	
個人番号		098765432109						基礎控除の額		円	
										旧長期損害保険料の金額	
										円	
										所得金額調整控除額	
										円	

(3) 個人別明細書④

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
が障害者である場合の記載

「○」の記載は
不要です。

障害者種別、
人数の記載を
してください。

書種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額	
		内 千円	円	千円	円	千円	円
給与		14,000,000		12,050,000		2,179,185	
控除対象配偶者	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)	
有	従有					特別	その他
						1	1
社会保険料等の金額				住宅借入金等特別控除の額			
内 千円				円			
832,635				45,000			
(摘要)							
<u>文京 花子 (同配)</u>							
生命保険料 の金額 の内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生命 保険料 の金額	円	介護医療 保険料 の金額	円	新個人年金 保険料 の金額
			50,200				56,000
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳	住宅借入金 等特別控除 適用数	円	居住開始年月 日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)
	住宅借入金 等特別控除 可能額	円	居住開始年月 日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)
(源泉・特別 控除対象 配偶者)	(フリガナ)	区分	配偶者の 合計所得		円		
	氏名						
	個人番号						
基礎控除の額						調整控除額	
						150,000	

摘要欄に、「氏名(同配)」と
記載してください。

(源泉・特別) 控除
対象配偶者欄への記
載は不要です。

(3) 個人別明細書⑤

退職手当のある被扶養者がいる場合の記載

(摘要)											
文京一郎 (退職 長男 H8.1.1生 大阪府〇〇 普障)											
生命保険料 の金額の 内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生	円	介護医療 保険料	円	新個人年金 保険料	円	旧個人年金 保険料	円	
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳	住宅 等特 可										
(源泉・特別 控除対象 配偶者	(フリガナ) 氏 個人番										
控除対象扶養親族	(フリガナ)	区	(フリガナ)	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号						
	1	氏名									
		個人番号									
	(フリガナ)	氏名			区分						
	2	氏名									
		個人番号									
	(フリガナ)	氏名			区分						
	3	氏名									
	個人番号										
(フリガナ)	氏名			区分							
4	氏名										
	個人番号										

摘要欄に「氏名(退職・続柄・生年月日・住所)」を記載してください。

また、**障害者・特別障害者・非居住・寡婦・ひとり親等**に該当する場合は、住所の後ろにその旨を記載してください。

摘要欄に記載する方は、あくまで、所得税では控除が取れないが、住民税では取れる方です。どちらも控除に取れる方は昨年同様に扶養欄に記載してください。

987654321000

摘要欄に記載した被扶養者のマイナンバーは、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載してください。

複数ある場合は、摘要欄の氏名との対応関係が分かるようにしてください。

(3) 個人別明細書⑥

前職分の給与等を含む場合の記載

書 (個人別明細書)	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
		給与		内 千 円	14,000,000	12,000,000	
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象(配偶)				
	有	従有	老人	特定			
	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額				
	内	千	円	千	円		
	832,635		71,550				
	(摘要)						
	A(株) R5.3.31退職 支払金額 1,000,000円						
	B(株) R5.8.31退職 支払金額 5,986,000円 社会保険料 544,726円 源泉徴収税額 90,800円						
	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円
				50,200		新個人年金保険料の金額	円
						56,000	旧個人年金保険料の金額
	住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	円	居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円
		住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円
	(フリガナ)			区分		国民年金保険料等の金額	円
	(源泉・特別控除対象)配偶者	氏名		配偶者の合計所得		旧長期損害保険料の金額	円
		個人番号				基礎控除の額	円
						所得金額調整控除額	円

摘要欄に「他の支払者の氏名又は名称、他の支払者の元を退職した年月日、給与等の金額」を記載してください。

※他の支払者が複数ある場合は、必ずそれぞれの支払者の給与等の金額を明記してください。

(3) 個人別明細書⑦ 住宅借入金等特別控除の記載

書 (個人別明細書)	種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額	
	給与	内 千 円 5,847,500	千 円 4,235,200	千 円 1,921,000	内 千 円	円 0
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	源泉徴収簿の②か③のいずれか小さい金額を記載してください。		6歳未満養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
	有 従有	千 円 380,000			特別 内 人	その他 人
	社会保険料等の金額	千 円 396,000	生命保険料の控除額	千 円 35,000	住宅借入金等特別控除の額	
					千 円	円 136,700

年末調整で控除しきれない場合、(源泉徴収税0円)源泉徴収簿の③から転記してください。

居住開始年月日が、平成26年4月1日以降で特定取得に該当する場合は(特)、令和元年10月1日以降で特別特定取得に該当する場合は(特特)、令和4年1月1日以降で特例特別特例取得に該当する場合は(特特特)と控除区分の後ろに付記してください。

住宅借入金等特別控除の適用数	1	居住開始年月日(1回目)	年 月 日 30 1 29	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等特別控除の額の内訳	円
住宅借入金等特別控除可能額	400,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(3) 個人別明細書⑧ 非居住者・青色専従者の場合

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
832,635	71,550	45,000	136,700
(摘要)			
非居住 R4.10.1~R6.12.31 アメリカ合衆国にて勤務			青専

就労や就学のため、概ね1年以上国外転出しており、令和6年1月1日現在、国外に居住している場合、課税対象外となります。
摘要欄に非居住である旨と、国外勤務（就学）期間、勤務（就学）先の国名を記載してください。

青色専従者の場合、摘要欄に「青専」と記載してください。

4 給与所得者異動届出書について

◆ 令和6年度給与支払報告書を提出した後に、**退職・休職・転勤等**をされた従業員がいる場合、必要事項を記載の上、お早めにご提出ください。

◆ 従業員が令和5年中に転居している（令和5年度と令和6年度で課税地が異なる）場合は、**それぞれの区市町村へ提出が必要**です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

御注意
4 3 2 1
「宛名番号」の欄に、黒のボールペン又はペンで記載してください。
給与の欄に、黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄に、黒のボールペン又はペンで記載してください。

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 两年度
市区町村長殿 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者番号					
	宛名番号					
	担連当給者先	所属氏名	電話			内線 ()
所在地	〒					
フリガナ						
氏名又は名称						
個人番号又は法人番号	<small>一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載</small>					
フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名					1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・不定 4. 支払少額・併 5. 支少額・併 6. 合併・解散 7. その他 <small>(事由・理由)</small>	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	年 月 日					
個人番号						
受給者番号						
1月1日現在の住所						
異動後の住所						
	円	円	円			
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者番号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
所在地	〒		受給者番号			
フリガナ			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			
氏名又は名称			<input type="checkbox"/> 右から番号を入力 1. 必要 2. 不要			
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため					※市区町村記入欄

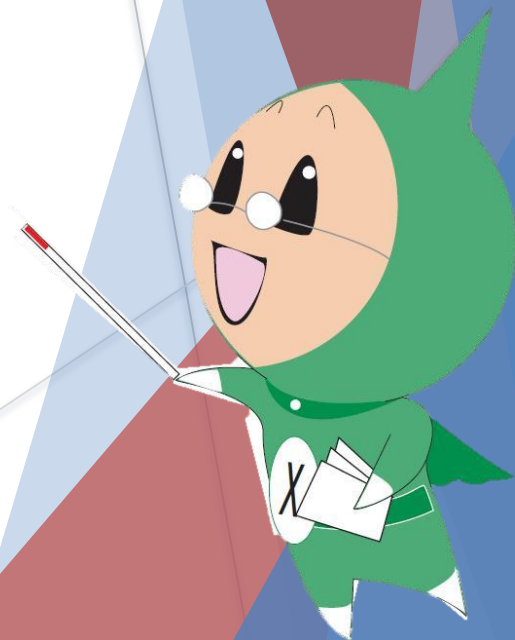
5 文京区からのお願い①

- ◆ **フリガナ・生年月日**を忘れずに記載してください。記載が漏れていると、事業所へお問い合わせをさせていただく場合があります。
- ◆ **個人番号は必ず記載してください。**なお、本人の強い拒否や、退職者で連絡がつかない等の事情で収集が難しいときは、未記入でも構いませんが、事業所へ詳細をお伺いする場合があります。



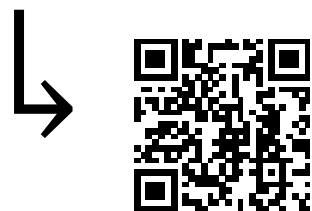
5 文京区からのお願い②

- ◆ **普通徴収切替理由書の添付・記載漏れ、個人別明細書摘要欄への符号の記載漏れ**があると、特別徴収で通知をする場合があります。また、理由書が添付されていても、個人別明細書への符号の記載がないと普通徴収該当者を特定できませんので、提出前に必ず、漏れがないか確認してください。
- ◆ 前職分がある場合は必ず記載してください。記載していない場合は前職分が二重加算され、誤った収入で住民税が計算されてしまいます。
- ◆ 提出時に、給与支払報告書を**穴を開けて紐などで綴ること**はご遠慮ください。



6 e L T A Xによる電子申告について

- ◆ 給与支払報告書を受給者ごとの区市町村に仕分けする必要がなく、インターネットで一括送信が可能なことや、事業所名称・所在地の変更、異動届の提出なども可能です。
- ◆ 基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上のときは、e L T A X等による給与支払報告書の提出が義務付けられています。
- ◆ e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合、同時に源泉徴収票を税務署に提出することができます。詳しくは e L T A X ホームページ、国税庁ホームページをご覧ください。



7 特別徴収税額通知の電子化

- ◆ 文京区では、法的効力のある電子署名を付与した特別徴収税額通知（電子正本通知）を、e L T A Xで提供しております。
（当初発付分のみ）。
- ◆ 給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法で**電子データを選択**してください。
- ◆ 電子データでの通知が正本となるため、**電子的に給与システム等に課税額を取り込むことができます**。
- ◆ e L T A Xの地方税共通納税システムを活用すると、**金融機関に出向くことなく、複数の地方自治体への支払操作が完了**するため、納付事務の負担が軽減されます。

